

令和7年分所得税等確定申告(資産税担当職員在庁日)

税務署名	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	2月21日(土)	2月22日(日)	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	2月28日(土)	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)	3月8日(日)	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)	3月14日(土)	3月15日(日)	3月16日(月)
熊本東	●	●	●	●	●				●	●	●	●		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●

注1 「●」の表示がある日については、「資産税担当職員」が在庁しております。

注2 「資産税担当職員」は、譲渡所得及び山林所得に係る所得税等並びに贈与税に係る申告相談を担当しております。

《確定申告会場での相談を希望される方へ》

確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しております。

また、確定申告会場に来場してのご相談を希望される際は、LINEによる「オンライン事前予約」をお願いいたします。

※確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- e-Taxに必要なもの

- ①マイナンバーカード読取対応のスマホ



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

《自宅等からのスマホ申告(e-Tax)について》

確定申告期の税務署は大変混雑します。

スマホとマイナンバーカードがあれば、「いつでも、どこでも、初めてでも」国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、所得税や贈与税の申告書等の作成・送信が可能です。

書かない! 確定申告

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



自宅から
確定申告



24時間
受付可能



受信機器から
マイナンバーカードで入力可能

すでに
約 **4人** 中 **3人** が
e-Taxで
申告しています!!



自宅から
確定申告



24時間
受付可能



受信機器から
マイナンバーカードで入力可能

マイナンバーカードの活用が定着しています



銀行振替
振込不要



早期申告
決定申告(確定申告)

※一部事務所ではマイナンバーカードがなくても確定申告が可能です

✓ **確定申告書等作成コーナー**
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ **マイナンバー Portal 連携**で
給付、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事務所の必要です

スマホでも
できちゃう!!

作コーナ―



マイナンバーカードがなくても
マイナンバーを登録すれば利用可能





国税庁 法人番号 700001250002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

- ✕ マニパカード^{※1}
- ✕ マニパカードと接続できるスマホ^{※2}（又はICカードリーダー）
- ✕ マニパカードのパスワード^{※2}

👉 おまけ 📱

- ① 利用する電子証明書のパスワード
（※4番目）
- ② 署名用電子証明書のパスワード
（※数文字～16文字）




※1）マニパカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期間を過ぎた場合、e-Taxサービスの利用ができません。特に、特定の役所は、更新窓口（近所庁）の混雑が予想されるので、早めに更新の手続きをお願いします。

>>> 有効期間や更新手続きの詳細は、
「マイナンバーポータル」画面右上に掲載されています。




※2 スマートフォンのマニパカードの利用で延滞時も手厚いサービス！

- ✕ マニパカードをスマホで読み取なくてもOK
- ✕ 無料かつ1人で使えます！
- ✕ 利用するスマートフォン用のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！
（機種によって異なります）

👉 おまけ 📱




※1・※2には、マイナンバーポータルシステムのマニパカードの利用者が対象となります。

申告に困ったときは

▶ **動画で見る確定申告**

確定申告書の提出方法やe-Taxの操作手順などについて、わかりやすく解説した動画を公開しています。
[こちらから視聴してください。](#)

▶ **チャットボット「たふば」**

よくある質問や分からないこと、メニューの案内などを、税務職員による人工的対応でお答えします。




※1・※2については、マイナンバーポータルシステムのご利用が可能なスマートフォン、タブレット端末、PC環境が必要です。
※3・※4については、電通省が定める「国定標準の個人識別番号」、JIS X 0015:2004に基づき発行されたマイナンバーカードが必要です。

R7



不動産

を売却した場合の確定申告は

スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産を売却した方へ

不動産の売却で課税所得（利益）がある場合、確定申告が必要です

確定申告特集Ⅲ

確定申告のやり方、確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法

不動産を売却した方へ

不動産を売却した方

売却の所得を算出する方法や確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法、確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法

確定申告（不動産売却所得）の確定申告（利益）

売却した不動産の売却額

確定申告に関する情報は、**確定申告書作成ページ**をご覧ください

- パンフレット
- 確定申告書等作成コーナーの入力マニュアル・操作動画
- 確定申告書等の様式 など



こちらからアクセス

※ 確定申告書の提出方法は、国税庁のホームページで確認してください。



確定申告書作成コーナー

確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法、確定申告書の作成方法、確定申告書の提出方法

申告が必要なのは、スマホから確定申告書等作成コーナーへアクセス

確定申告書の作成がスマホで簡単にできます

- 異形式で入力内容を確認
- 選択可能な特別の印刷表示
- 税額まで自動計算

確定申告書の提出方法は、国税庁のホームページで確認してください。

贈与税

申告書の作成・送信は



スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!

贈与税の申告をされる方へ

確定申告特集

「確定申告」の基礎知識から申告書の作成まで

贈与税の申告をされる方へ

個人から財産をもらったときは、贈与税の申告対象となります。

贈与の課税方法には、「課税基礎」と「租税特例」の2つがあり、一定の要件に該当する場合は租税特例が適用されることがあります。詳しくは、以下のページから詳しくご覧いただけます。

[● 贈与の基礎知識を学ぼう!](#)
[● 申告/送付先](#)

贈与税の申告に関する情報は、**確定申告書特集ページ**をご覧ください!

- ✓ パソコン
- ✓ 確定申告書作成コーナーの入力メニュー・操作画面
- ✓ 贈与税の申告書等の様式 など



[こちらからアクセス](#)

※ 国税庁2024年12月4日現在 | 12月12日更新

贈与税の申告される方へ

スマホで贈与税の申告ができます

画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能

簡単

次の内容で申告される方は
特におすすめです

簡単

贈与課税
住宅取得等資金の非課税

※ 簡便な贈与税の申告や非課税の申告をする場合は
e-Taxのワンクリック申告がおすすめです



○ LINEによる「オンライン事前予約」の方法

- ① 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加 ※友だち追加はこちらから

- ② 「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択し、
税務署や来署希望日時を選択

- ③ 内容を確認して、「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示してください
なお、国税庁LINE公式アカウントでは、事前に
設定した項目に応じた情報配信を行っております

